

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	354,056,516	同左	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式であります。単元株式数は100株であります。
計	354,056,516	同左	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成19年6月26日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,360	5,320
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	536,000	532,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1株当たり 3,148	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月1日 至 平成25年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,148 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	1)新株予約権の権利行使は1個単位とする。 2)新株予約権者は、権利行使時において、新株予約権の割当てを受けた時点で在籍していた会社における取締役、執行役員または従業員等の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が退任または退職等により、その地位を失った日から1年6か月に限り、新株予約権を行使することができる。 3)新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 4)その他の権利行使の条件は、「平成19年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成20年6月25日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	6,360	5,740
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	636,000	574,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1株当たり 2,417	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月1日 至 平成26年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,417 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	1)新株予約権の権利行使は1個単位とする。 2)新株予約権者は、権利行使時において、新株予約権の割当てを受けた時点に在籍していた会社における取締役、執行役員または従業員等の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が退任または退職等により、その地位を失った日から1年6か月に限り、新株予約権を行使することができる。 3)新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 4)その他の権利行使の条件は、「平成20年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成21年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,539	4,026
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	453,900	402,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1株当たり 1,492	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月1日 至 平成27年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,492 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	1)新株予約権の権利行使は1個単位とする。 2)新株予約権者は、権利行使時において、新株予約権の割当てを受けた時点に在籍していた会社における取締役、執行役員または従業員等の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が退任または退職等により、その地位を失った日から1年6か月に限り、新株予約権を行使することができる。 3)新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 4)その他の権利行使の条件は、「平成21年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成22年6月25日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,378	3,706
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	437,800	370,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1株当たり 1,375	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月1日 至 平成28年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,375 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	1)新株予約権の権利行使は1個単位とする。 2)新株予約権者は、権利行使時において、新株予約権の割当てを受けた時点に在籍していた会社における取締役、執行役員または従業員等の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が退任または退職等により、その地位を失った日から1年6か月に限り、新株予約権を行使することができる。 3)新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 4)その他の権利行使の条件は、「平成22年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、また「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年12月19日 (注)	1,603	354,056	2,291	64,936	2,290	154,367

(注) 平成18年12月19日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、発行済株式総数が1,603千株、資本金が2,291百万円及び資本準備金が2,290百万円増加しました。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	77	42	830	417	15	33,974	35,355	-
所有株式数 (単元)	-	916,165	108,098	1,427,511	702,729	336	372,892	3,527,731	1,283,416
所有株式数の割合(%)	-	25.97	3.06	40.47	19.92	0.01	10.57	100.00	-

(注) 1. 当社所有の自己株式は、ストックオプション制度及び単元未満株式の買取請求によるものであり、「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の欄に、それぞれ30,411単元及び21株含まれております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ7単元及び76株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
トヨタ自動車(株)	豊田市トヨタ町1番地	76,368	21.57
(株)豊田自動織機	刈谷市豊田町2丁目1番地	39,365	11.12
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	18,314	5.17
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	12,091	3.42
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	8,098	2.29
三井住友海上火災保険(株)	東京都中央区新川2丁目27番2号	6,000	1.69
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	4,249	1.20
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	4,087	1.15
日本生命保険(相)	大阪市中央区今橋3丁目5番12号	4,057	1.15
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	4,049	1.14
計	-	176,683	49.90

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 3, 287, 500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 349, 485, 600	3, 494, 856	同上
単元未満株式	普通株式 1, 283, 416	—	同上
発行済株式総数	354, 056, 516	—	—
総株主の議決権	—	3, 494, 856	—

- (注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が700株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数7個が含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の株式が21株含まれております。
3. 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が69株あります。なお、当該株式数は「単元未満株式」の欄に含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
豊田通商(株)	名古屋市中村区名駅4丁目9番8号	3, 041, 100	—	3, 041, 100	0. 86
日本合成洗剤(株)	大阪府八尾市跡部南の町2丁目2番4号	19, 900	—	19, 900	0. 01
第一屋製パン(株)	東京都小平市小川東町3丁目6番1号	13, 500	—	13, 500	0. 00
クレードル食品(株)	北海道網走郡美幌町字稲美164番地	6, 800	—	6, 800	0. 00
播州調味料(株)	兵庫県姫路市野里948番地	3, 400	—	3, 400	0. 00
KPX Holdings Co., Ltd.	Seoul, Korea	—	202, 800	202, 800	0. 06
計	—	3, 084, 700	202, 800	3, 287, 500	0. 93

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
実質株主が外国法人であるため	シービーホンコンコリアセキュリティーズデボジタリーディーエーイーダブリューオーオー	Seoul, Korea

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を無償で発行することにより、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社関係会社取締役等に対して付与することを平成19年6月26日、平成20年6月25日、平成21年6月24日及び平成22年6月25日開催の定時株主総会において、それぞれ決議されたものであります。

当該制度の内容は次の通りです。

決議年月日	平成19年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役、執行役員、執行役員同等の執行責任・業績責任を負う者 42名 理事・上級経営職 248名 当社関係会社取締役 31名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,200,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日前営業日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から平成25年7月31日までとする。
新株予約権の行使の条件	1)新株予約権の権利行使は1個単位とする。 2)新株予約権者は、権利行使時において、新株予約権の割当てを受けた時点で在籍していた会社における取締役、執行役員または従業員等の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が退任または退職等により、その地位を失った日から1年6か月に限り、新株予約権を行使することができる。 3)新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 4)その他の権利行使の条件は、「平成19年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

決議年月日	平成20年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役、執行役員 43名 上級理事・理事・上級経営職 249名 当社関係会社取締役 34名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,200,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日前営業日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から平成26年7月31日までとする。
新株予約権の行使の条件	1)新株予約権の権利行使は1個単位とする。 2)新株予約権者は、権利行使時において、新株予約権の割当てを受けた時点で在籍していた会社における取締役、執行役員または従業員等の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が退任または退職等により、その地位を失った日から1年6か月に限り、新株予約権を行使することができる。 3)新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 4)その他の権利行使の条件は、「平成20年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

決議年月日	平成21年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役、執行役員 42名 理事・上級経営職 254名 当社関係会社取締役 37名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,200,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日前営業日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から平成27年7月31日までとする。
新株予約権の行使の条件	1)新株予約権の権利行使は1個単位とする。 2)新株予約権者は、権利行使時において、新株予約権の割当てを受けた時点で在籍していた会社における取締役、執行役員または従業員等の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が退任または退職等により、その地位を失った日から1年6か月に限り、新株予約権を行使することができる。 3)新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 4)その他の権利行使の条件は、「平成21年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

決議年月日	平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役、執行役員 42名 理事・上級経営職 264名 当社関係会社取締役 29名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,200,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日前営業日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日から平成28年7月31日までとする。
新株予約権の行使の条件	1)新株予約権の権利行使は1個単位とする。 2)新株予約権者は、権利行使時において、新株予約権の割当てを受けた時点で在籍していた会社における取締役、執行役員または従業員等の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が退任または退職等により、その地位を失った日から1年6か月に限り、新株予約権を行使することができる。 3)新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 4)その他の権利行使の条件は、「平成22年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、また「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	10,770	20,914,994
当期間における取得自己株式	3,548	9,547,777

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注)				
ストック・オプションの権利行使によるもの	907,300	1,292,572,200	178,500	313,959,600
単元未満株式の買増請求によるもの	790	1,487,911	—	—
保有自己株式数	3,041,121	—	2,866,169	—

(注) 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの権利行使及び単元未満株式の買増請求による処分株式、並びに単元未満株式の買取請求による取得株式は含めておりません。

3 【配当政策】

当社の配当方針については、連結配当性向20%～25%を目処とし、経済環境の変化や投資計画の進捗等を勘案して柔軟に対処することとしております。

この方針に基づき、当事業年度末の配当金については、1株につき22円、中間配当金（1株につき22円）と合わせ、年間では44円といたしました。

また、内部留保については、将来にわたる株主利益を確保するため、企業体質の一層の充実、強化並びに今後の事業展開のための投資に充當いたしたく存じます。

なお、当社は将来の機動的な利益配分にも対応できるよう「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、当面は従来どおり、年2回の配当を継続したいと考えております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当（基準日：毎年3月31日）については株主総会、中間配当（基準日：毎年9月30日）については取締役会であります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成24年10月31日 取締役会決議	7,706	22.00
平成25年6月25日 定時株主総会決議	7,722	22.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高（円）	2,650	1,617	1,654	1,737	2,570
最低（円）	635	963	1,025	1,178	1,393

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月
最高（円）	1,802	1,936	2,129	2,325	2,400	2,570
最低（円）	1,609	1,707	1,872	2,065	2,187	2,313

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)		清水 順三	昭和21年11月22日生	昭和45年4月 トヨタ自動車販売(株)入社 平成13年1月 当社理事 平成13年6月 当社取締役 平成14年6月 当社常務取締役 平成16年6月 当社専務取締役 平成17年6月 当社取締役社長 平成23年6月 当社取締役副会長 平成24年6月 当社取締役会長就任 現在に至る (主要な兼職) Toyota Tsusho (Taiwan) Co., Ltd. 董事長 Chen Thai Fong Investment Co., Ltd. 董事長	平成25 年6月 から1 年	101
取締役副会長 (代表取締役)		白井 芳夫	昭和23年5月1日生	昭和48年4月 トヨタ自動車工業(株)入社 平成13年6月 トヨタ自動車(株)取締役 平成15年6月 同社常務役員 平成17年6月 同社専務取締役 平成19年6月 日野自動車(株)取締役副社長 平成20年6月 同社取締役社長 平成25年6月 当社取締役副会長就任 現在に至る	平成25 年6月 から1 年	10
取締役社長 (代表取締役)		加留部 淳	昭和28年7月1日生	昭和51年4月 当社入社 平成11年6月 当社物流部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年4月 当社執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社取締役社長就任 現在に至る	平成25 年6月 から1 年	32
取締役副社長 (代表取締役)		浅野 幹雄	昭和27年7月29日生	昭和50年4月 当社入社 平成10年3月 当社非鉄金属部長 平成15年6月 当社取締役 平成18年4月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社専務取締役 平成23年6月 当社取締役副社長就任 現在に至る	平成25 年6月 から1 年	63
取締役副社長 (代表取締役)		横井 靖彦	昭和29年1月26日生	昭和52年4月 トヨタ自動車販売(株)入社 平成13年1月 トヨタ自動車(株)海外企画部 計画室長 (部長級) 平成18年6月 同社常務役員 平成21年6月 当社専務取締役 平成24年6月 当社取締役副社長就任 現在に至る	平成25 年6月 から1 年	33
専務取締役	機械・エネルギー・プラントプロジェクト本部長	澤山 博樹	昭和28年10月23日生	昭和51年4月 当社入社 平成13年3月 Toyota Tsusho Europe S.A. 出向 (部長級) 平成18年4月 当社執行役員 平成21年6月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社常務取締役 平成24年6月 当社専務取締役就任 現在に至る	平成25 年6月 から1 年	24

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	金属本部長	白井 琢三	昭和27年9月17日生	昭和52年4月 当社入社 平成13年3月 当社東京金属部主査 (部長級) 平成17年6月 当社取締役 平成18年4月 当社執行役員 平成22年6月 当社常務取締役就任 現在に至る	平成25 年6月 から1 年	19
常務取締役	コーポレート本 部長	山際 邦明	昭和29年4月23日生	昭和52年4月 当社入社 平成12年4月 当社人事部長 平成15年2月 (株)トヨタメン経営企画部長 平成17年6月 同社取締役 平成18年4月 当社執行役員 平成22年6月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社常務取締役就任 現在に至る	平成25 年6月 から1 年	29
常務取締役	生活産業本部長	松平 惣一郎	昭和29年11月3日生	昭和52年4月 当社入社 平成12年4月 当社情報電子部長 平成17年6月 当社取締役 平成18年4月 当社執行役員 平成22年6月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社常務取締役就任 現在に至る	平成25 年6月 から1 年	35
常務取締役	自動車本部長	服部 孝	昭和30年1月22日生	昭和53年4月 当社入社 平成13年3月 Toyota Tsusho (Africa) Pty. Ltd. 社長 (部長級) 平成18年4月 当社執行役員 平成23年6月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社常務取締役就任 現在に至る (主要な兼職) Toyota de Angola S.A. Chairman Toyota Kenya Limited Chairman Toyota Zambia Limited Chairman	平成25 年6月 から1 年	20
常務取締役	食料本部長	三浦 芳樹	昭和30年5月7日生	昭和53年4月 当社入社 平成14年3月 Toyota Tsusho (Australasia) Pty. Ltd. 社長 (部長級) 平成20年6月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社常務取締役就任 現在に至る (主要な兼職) Toyota Tsusho Sunrise, LLC President Toyota Tsusho Sunrise, Inc. President	平成25 年6月 から1 年	11
常務取締役	グローバル生産 部品・ロジステ イクス本部長	大井 祐一	昭和29年8月17日生	昭和53年4月 当社入社 平成13年3月 当社物流部グループリーダー (部長級) 平成18年4月 当社執行役員 平成23年6月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社常務取締役就任 現在に至る	平成25 年6月 から1 年	24
常務取締役	化学品・エレクトロ ニクス本部長	柳瀬 英喜	昭和31年10月2日生	昭和54年4月 当社入社 平成13年3月 当社非鉄金属部主査 (部長級) 平成21年6月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社常務取締役就任 現在に至る	平成25 年6月 から1 年	36

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		久郷 達也	昭和27年6月13日生	昭和50年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 平成13年1月 経済産業省大臣官房審議官(貿易経済協力局担当) 平成14年7月 経済産業省退官 平成14年10月 ㈱安全保障貿易情報センター専務理事 平成16年8月 ㈱トーマン執行役員 平成17年4月 同社常務執行役員 平成18年4月 当社常勤監査役就任 現在に至る	平成22年6月から4年	5
常勤監査役		足立 誠一郎	昭和27年4月11日生	昭和51年4月 トヨタ自動車工業㈱入社 平成12年1月 Toyota France S. A. S. 出向(部長級) 平成18年1月 当社理事 平成18年4月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社常務取締役 平成22年6月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社常勤監査役就任 現在に至る	平成25年6月から1年	8
監査役		豊田 鐵郎	昭和20年8月23日生	昭和45年4月 トヨタ自動車販売㈱入社 平成3年6月 ㈱豊田自動織機製作所取締役 平成9年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成14年6月 ㈱豊田自動織機取締役副社長 平成17年6月 同社取締役社長 平成20年6月 当社監査役就任 現在に至る 平成25年6月 ㈱豊田自動織機取締役会長就任 現在に至る	平成24年6月から4年	4
監査役		笹津 恭士	昭和19年6月11日生	昭和42年4月 トヨタ自動車販売㈱入社 平成9年6月 トヨタ自動車㈱取締役 平成13年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社専務取締役 平成17年6月 同社取締役副社長 平成21年6月 当社監査役就任 現在に至る	平成24年6月から4年	—
監査役		田島 和憲	昭和21年12月18日生	昭和46年10月 監査法人伊東会計事務所入所 昭和63年6月 同所代表社員 平成12年7月 同所所長 平成13年1月 中央青山監査法人名古屋事務所所長 平成19年8月 あずさ監査法人名古屋事務所所長 平成21年6月 同所退所 平成21年7月 田島和憲公認会計士事務所所長就任 現在に至る 平成22年6月 当社監査役就任 現在に至る	平成22年6月から4年	—
計						459

- (注) 1. 監査役 豊田鐵郎、笹津恭士及び田島和憲の各氏は、社外監査役であります。
2. 当社では、全社経営と業務執行の分離により、経営のスピード化とコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的に、平成18年4月より執行役員制度を導入しております。
- なお、常務執行役員6名、執行役員は26名です。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループは、豊田通商グループ基本理念において、「人・社会・地球との共存共栄をはかり、豊かな社会づくりに貢献する価値創造企業を目指す」ことを企業理念として掲げ、よき企業市民としてこの理念を適法・適正に実現するための原則的な行動規範として、「行動指針」を定めております。

この基本理念ののっとり、「会社の業務の適正を確保する体制」を整備することによって、当社グループ固有の価値観・信念・日々の行動原則である「豊田通商グループウェイ」を継承・深化させ、顧客視点での価値創造を推進し、豊田通商グループの社会的使命を果たすことを目的に、平成18年5月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議いたしました。

この基本方針を基に、さらなる経営の効率化、透明化、遵法の徹底、並びに財務体質の健全化を積極的に推進してまいります。また、広く当社グループをご理解頂くために、広報・IR活動の一層の充実を図ってまいります。

① 企業統治の体制

・企業統治の体制の概要

当社は、取締役の職務執行の監査において監査役制度を採用し、株主総会で選任された監査役5名によって行われており、そのうち3名は社外監査役であります。

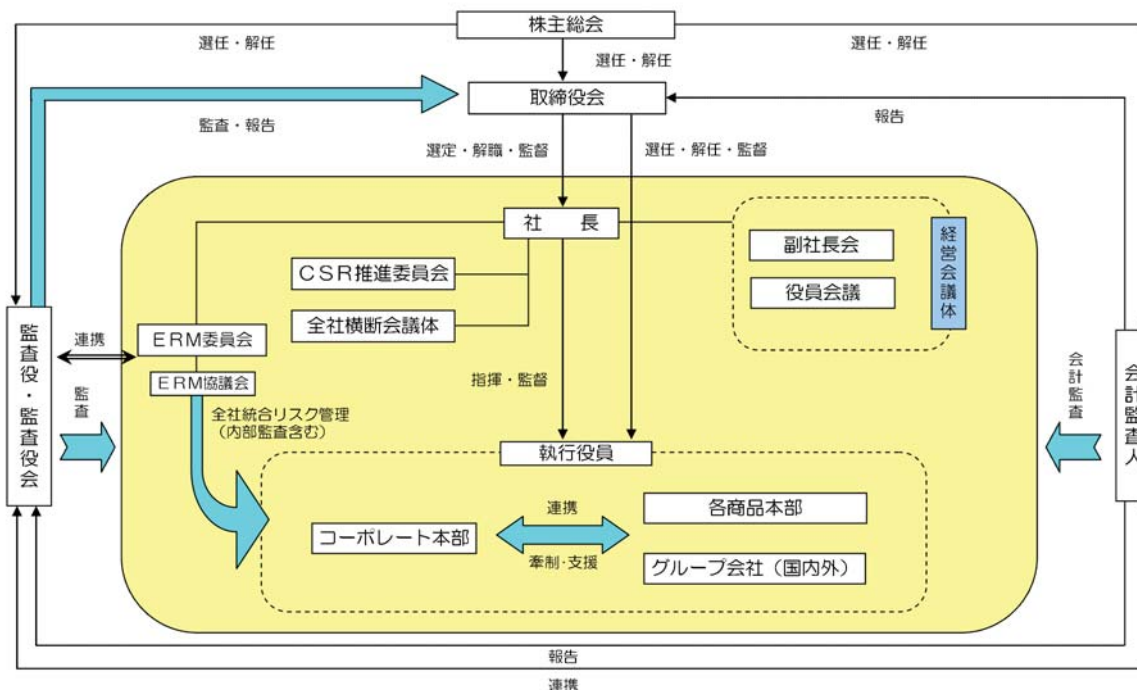
また、本部制による連結経営を推進しており、現在営業7本部、コーポレート本部の計8本部の組織編成になっております。各本部の本部長は、取締役から選任されており、全社経営と担当本部の職務執行の両面から状況を把握する役割を担っており、役員会議等により、迅速な情報の伝達と共有を行っております。

なお、平成18年4月より、経営の効率化と内部統制の強化を目的に、執行役員制度を導入致しました。

執行役員制度の導入により、取締役会をスリム化し、取締役は全社経営に、執行役員は、本部長補佐の立場で本部経営に専念することで意思決定を迅速化し、経営の効率化を図ってまいります。また、全社経営（取締役）と本部における職務執行（執行役員）の分離によって、取締役会による職務の執行状況の監督機能を強化し、権限と責任の明確化を図り、内部統制の強化を推進してまいります。

その他、全社横断的な検討課題については、全社横断会議体を設け、取締役及び執行役員によって各経営課題毎に検討し、必要に応じて取締役会に諮っております。

コーポレート・ガバナンスの体制（平成25年6月現在）



・企業統治の体制を採用する理由

取締役の職務執行の監査については、監査役制度を採用し、株主総会で選任された監査役5名によって行われており、そのうち3名は社外監査役であることにより、社外の視点からのチェックは機能しているものと考えます。また、本部経営の推進によって各取締役間の職務執行の相互監視も十分機能しており、現状の体制が経営を牽制する体制として問題ないものと考えます。

・内部統制システムの整備の状況

当社は経営の基本方針その他重要事項を決定する取締役会を毎月最低1回は開催し、基本的に全取締役及び全監査役が出席し、取締役間の監視・監督、また監査役による取締役の職務執行の監査を行っております。

また、毎月2回副社長以上が出席する副社長会や、毎月1回取締役、執行役員及び常勤監査役が出席する役員会議において、業務執行に係る報告、情報交換や打ち合わせを定期的に行っております。

「企業の社会的責任」への取り組みとしては、平成17年1月より「CSR推進委員会」を発足させ、企業活動全般における企業倫理面並びに法律面からの取り組みに加え、環境問題、社会貢献活動、安全衛生、人権、メンタルヘルスケア、危機管理などにつき、重点的に対応・取り組みを進めてまいりました。そうした取り組み内容を取りまとめ平成17年度より毎年CSRレポートを発行しております。従業員には、当社の企業理念に基づく行動指針を明示した行動倫理ガイド・携帯版小冊子等を配布し、周知徹底を図っております。加えて社内及び社外弁護士への相談窓口を設置し、自浄作用、問題点の早期発見と早期対応がとれる体制を整備しております。

・リスク管理体制の整備の状況

リスクマネジメントについては、平成21年4月にERM部（エンタープライズリスクマネジメント部）を設置し、当社グループ全体のリスクにつき、各部署・各グループ会社との連携により、連結ベースでのリスクマネジメント体制の構築、強化を図っております。具体的には、ERM部が各種リスクの情報を一元管理し、各種リスクの主管部署を通じて管理規程の整備、研修の実施、マニュアルの配布等を行っております。当社の業務執行との係りにおいて、特に留意を有する投融资リスク、信用リスク、市場リスク、労働安全衛生及び環境保全に関するリスクについては、管理規程あるいはガイドラインを整備し、リスクの適切な把握と管理を実施しております。更に、財務系リスクの管理については、リスクアセットの計測を実施し、当社連結ベースでのリスクアセット総量とリスク許容量との均衡を図ることに取り組んでおります。

なお、平成21年4月からはERM委員会を設置し、上記に記載のリスクに関する全社的な把握と問題の発見に努め、必要な対策を推進しております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、平成21年4月より全社統合リスク管理を行うERM部が、当社内部監査規程に則し、社長承認を得た監査方針及び計画に基づいて、当社及び当社グループ会社を対象に監査を実施しております。当社監査役とは毎月会合をもち、監査結果の報告や意見交換を行い、監査の品質向上と効率化に努めております。また、ERM部は内部監査以外に、内部統制に関わる業務も実施しており、監査役とは上記の会合において定期的に意見交換等を行っております。

監査役監査については、株主総会で選任された監査役5名（常勤2名、非常勤社外監査役3名）により構成される監査役会で承認された監査方針及び計画に基づき、コンプライアンスの対応、リスク管理体制を中心とした内部統制状況を重点として取締役の職務執行の監査が実施されております。また、会計監査人の監査結果の相当性についても監査が行われております。

なお、社外監査役田島和憲氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

③ 会計監査の状況

会計監査については、あらた監査法人を選任しております。同監査法人には通常の会計監査を受けているほか、監査人の独立性を損なわない範囲内で経営及び組織的な問題点において、適宜アドバイスを受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
業務執行社員 木内 仁志	あらた監査法人
業務執行社員 西川 浩司	あらた監査法人

上記の業務を執行した公認会計士の各氏とも、当社の監査業務を連続して7年を超えて行っておりません。なお、この他当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他13名であります。

④ 社外取締役及び社外監査役

社外取締役はおりません。社外監査役は監査役5名中3名であり、非常勤であります。

当社の社外監査役である豊田鐵郎氏は(株)豊田自動織機の取締役会長に就任しております。当社と同社との間では様々な営業上の取引がありますが、価格その他の取引条件につきましては、個別に交渉の上、一般取引と同様に決定しております。笹津恭士氏はトヨタ自動車(株)の取締役副社長を経験しております。当社と同社との間では様々な営業上の取引がありますが、価格その他の取引条件につきましては、個別に交渉の上、一般取引と同様に決定しております。田島和憲氏は田島和憲公認会計士事務所長、ダイコク電機(株)社外監査役及び日本デコラックス(株)社外監査役に就任しており、当社との間には特別の関係はありません。なお、田島和憲氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。

社外監査役の独立性に関する基準または方針を特に設けておりません。

当社は、社外監査役3名との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

当社の社外監査役である豊田鐵郎氏と笹津恭士氏においては、当社の大株主かつ事業上の重要な取引先の会社の役員を兼任または経験しており、当社事業に対する広い見識と深い理解及び株主視点に立った適切な取締役の執行監査・牽制が可能と考えております。また、田島和憲氏においては、会計の専門家であり、その分野における豊富な経験と専門知識から適切な取締役の執行監査・牽制が可能と考えております。上記選任理由により、現在の社外監査役3名体制において、社外の視点からのチェックが十分に機能する体制が整っているため、現在の体制としております。

なお、社外監査役による監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との連携につきましては上記「②内部監査及び監査役監査の状況」の記載の通り、十分な連携が取れていると考えております。

⑤ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役	783	487	10	284	16
監査役 (社外監査役を除く。)	127	81	—	45	2
社外監査役	37	27	—	9	3

- (注) 1. 上記には、平成24年6月21日開催の第91回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役4名及び平成25年1月20日逝去され退任した取締役1名を含んでおります。
2. 平成19年6月26日開催の第86回定時株主総会決議による取締役に対する報酬限度額は月額90百万円であります。
3. 平成22年6月25日開催の第89回定時株主総会決議による監査役に対する報酬限度額は月額11百万円であります。

ロ. 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等
該当者はおりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当者はおりません。

ニ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において取締役会より委任された社長が、役職別に当期の利益の増減、会社を取巻く経営環境等を総合的に勘案の上、決定しております。

監査役の報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において一般情勢・責任等を勘案し、監査役会の協議によって決定しております。

⑥ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計

443銘柄 158,089百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的前事業年度(平成24年3月31日)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)豊田自動織機	10,125,153	25,272	取引関係の維持・強化のため
(株)ジェイテクト	5,969,661	5,915	取引関係の維持・強化のため
トヨタ紡織(株)	4,367,100	4,262	取引関係の維持・強化のため
Ton Yi Industrial Corp.	88,549,987	3,854	取引関係の維持・強化のため
ハウス食品(株)	1,516,000	2,145	取引関係の維持・強化のため
Indus Motor Company Ltd.	9,825,000	2,127	取引関係の維持・強化のため
Sheng Yu Steel Co.,Ltd.	36,734,988	2,101	取引関係の維持・強化のため
(株)小糸製作所	1,307,150	1,750	取引関係の維持・強化のため
スズキ(株)	882,209	1,744	取引関係の維持・強化のため
ライオン(株)	3,506,000	1,661	取引関係の維持・強化のため
ダイハツ工業(株)	930,000	1,409	取引関係の維持・強化のため
ジオスター(株)	4,080,000	1,207	取引関係の維持・強化のため
(株)デンソー	430,067	1,189	取引関係の維持・強化のため
大豊工業(株)	1,071,000	1,110	取引関係の維持・強化のため
(株)日本触媒	1,116,000	1,070	取引関係の維持・強化のため
丸一鋼管(株)	512,279	989	取引関係の維持・強化のため
アイシン精機(株)	322,130	936	取引関係の維持・強化のため
日野自動車(株)	1,502,500	898	取引関係の維持・強化のため
(株)マキタ	262,603	871	取引関係の維持・強化のため
(株)竹内製作所	1,143,000	857	取引関係の維持・強化のため
三井製糖(株)	3,000,000	828	取引関係の維持・強化のため
豊田合成(株)	484,519	780	取引関係の維持・強化のため
フジ日本精糖(株)	2,459,000	762	取引関係の維持・強化のため
(株)淀川製鋼所	2,100,000	758	取引関係の維持・強化のため
キムラユニティー(株)	1,000,000	758	取引関係の維持・強化のため
昭和産業(株)	2,787,000	724	取引関係の維持・強化のため
Tube Investments of India Limited	2,700,000	612	取引関係の維持・強化のため
日本製粉(株)	1,610,582	612	取引関係の維持・強化のため
(株)小松製作所	230,753	544	取引関係の維持・強化のため
中部飼料(株)	945,000	523	取引関係の維持・強化のため

当事業年度(平成25年3月31日)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
㈱豊田自動織機	15,294,053	52,458	取引関係の維持・強化のため
トヨタ紡織㈱	4,367,100	5,764	取引関係の維持・強化のため
㈱ジェイテクト	5,969,661	5,324	取引関係の維持・強化のため
Ton Yi Industrial Corp.	88,549,987	5,104	取引関係の維持・強化のため
Indus Motor Company Ltd.	9,825,000	2,829	取引関係の維持・強化のため
ハウス食品㈱	1,516,000	2,483	取引関係の維持・強化のため
㈱小糸製作所	1,307,150	2,141	取引関係の維持・強化のため
Sheng Yu Steel Co., Ltd.	36,734,988	2,082	取引関係の維持・強化のため
㈱竹内製作所	1,143,000	1,925	取引関係の維持・強化のため
スズキ㈱	882,209	1,862	取引関係の維持・強化のため
ライオン㈱	3,506,000	1,816	取引関係の維持・強化のため
ダイハツ工業㈱	930,000	1,815	取引関係の維持・強化のため
㈱デンソー	430,067	1,713	取引関係の維持・強化のため
日野自動車㈱	1,502,500	1,517	取引関係の維持・強化のため
三井製糖㈱	5,000,000	1,460	取引関係の維持・強化のため
大豊工業㈱	1,071,000	1,329	取引関係の維持・強化のため
丸一鋼管㈱	512,279	1,134	取引関係の維持・強化のため
㈱マキタ	262,603	1,122	取引関係の維持・強化のため
アイシン精機㈱	322,130	1,111	取引関係の維持・強化のため
豊田合成㈱	484,519	1,058	取引関係の維持・強化のため
キムラユニティ㈱	1,000,000	926	取引関係の維持・強化のため
㈱日本触媒	1,116,000	920	取引関係の維持・強化のため
ジオスター㈱	4,080,000	897	取引関係の維持・強化のため
昭和産業㈱	2,787,000	866	取引関係の維持・強化のため
フジ日本精糖㈱	2,459,000	789	取引関係の維持・強化のため
Tube Investments of India Limited	2,700,000	778	取引関係の維持・強化のため
㈱淀川製鋼所	2,100,000	739	取引関係の維持・強化のため
日本製粉㈱	1,610,582	697	取引関係の維持・強化のため
MS&ADインシュアランスグループホールディングス㈱	300,456	620	取引関係の維持・強化のため
㈱トーカイ	213,000	616	取引関係の維持・強化のため

- ハ、保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当銘柄はありません。

⑦ 取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

イ. 取締役の定数

当社の取締役は、25名以内とする旨を定款に定めております。

ロ. 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及び理由

イ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

ロ. 剰余金の配当等

当社は、将来の機動的な利益還元にも対応できるようにするため、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨を定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	206	3	237	4
連結子会社	142	0	134	4
計	348	3	371	8

② 【その他重要な報酬の内容】

特記すべき事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等を委託しております。

当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、当社の内部監査業務の高度化・効率化のための支援サービス等を委託しております。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。